



謹賀新年



新年明けましておめでとうございます。

当センターは、山谷地域にお住まいで日雇労働により生計を立てている皆様には、職業紹介や応急援護、生活全般にわたる相談などを通して、就労の安定と福祉の向上を図っております。

長引くコロナ禍の影響で厳しい状況が続きますが、皆様の知識経験、技能等に応じた職業紹介に努めてまいります。また、安定した就労の確保に向けて、技能講習などを活用したスキルアップのための支援も引き続き実施してまいります。

また、生活の安定に向けましては、利用者お一人おひとりの状況に合わせたきめ細かな相談支援を行ってまいります。

さらに、利用者の皆様の高齢化が進む中、健康管理も重要な課題です。当センターでは、健康相談室の運営をはじめ、寄せ場や娯楽室における健康相談、簡易宿所への巡回訪問による健康相談を実施するほか、東京都、台東区及び荒川区による結核検診を、センター本館と分館敬老室でそれぞれ実施いたします。ご自身の健康管理のために、ぜひ、こうした機会をご活用ください。

今後とも、仕事さがしや、生活上の困りごとの相談はもとより、健康管理や休息、談話・交流、レクリエーションや都営住宅相談などで、当センターをご活用いただければ幸いです。

末筆ながら、新しい年が、皆様にとって幸多い年となりますことを、心よりお祈り申し上げます。

公益財団法人 東京都福祉保健財団

城北労働・福祉センター所長 志村 昌孝

～センター利用者カードの更新について～

令和5年4月から使用する新しいセンター利用者カードへの更新手続きは2月上旬から開始します。

詳しい面接日程などは、追って掲示板などでお知らせします。

令和4年度第2回 特別割当都営住宅 (山谷地域居住者用) 1月6日(金)から申込み受付開始

◆申込みのしおり 1月5日(木)から1階総合案内 及び
3階相談窓口で配付します

◆申込み受付期間 1月6日(金)～1月20日(金) ※土日・祝日を除く

・この募集は、山谷地域の簡易宿所等に宿泊している方を対象に入居希望者を募るもので、一般の都営住宅の募集とは異なるため、山谷地域以外にお住まいの方は申込みできません。

・申込みできる方は、下記の1から5の全ての条件を満たしている方です。

1 山谷地域の簡易宿所等に令和5年1月20日現在、引き続き1年以上宿泊(居住)している方

◆山谷地域とは、台東区及び荒川区の下記の地域です。

【台東区】 日本堤1・2丁目、清川1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目

【荒川区】 南千住1・2・3・5・7丁目

◆「簡易宿所等」には、簡易アパート(下記①～③の条件に全てあてはまるもの)を含みます。

① 多人数で共用する構造及び設備を主とする賃貸住宅等であること。

② 押入れ及び靴脱ぎ場等を除いた居室部分の面積が居住者1人当たり7.5平方メートル
(4.5畳相当)以下であること。

③ 台所・便所・風呂のいずれも専用していないか、台所・便所の一方のみを専用としているもの。

2 所得が定められた基準内である方

くわしくは「申込みのしおり」に書いてありますのでご確認ください。

3 成年者で次にあてはまる方

(1)生活保護を受給している方。(台東区・荒川区で受給している方に限ります)

(2)生活保護を受給していない方は、次のいずれかに該当する方。

ア 令和5年1月20日現在で年齢が60歳以上の方。

イ 身体障害者手帳(1級～4級)等の交付を受けている方。

4 申込者が暴力団員でない方

5 都営住宅使用料の滞納により退去した前歴のない方

申込みを希望される方は、「申込みのしおり」をよくお読みいただき、しおりに添付されている「申込書」等必要な書類をそろえて、センター3階相談窓口までお持ちください。

